

1. 所得拡大促進税制の見直し（外形標準課税適用法人）

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額（注）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であるとき、以下の要件を満たす場合に雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除等を反映した額を付加価値割の課税標準額から控除することができます。

（注）

雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額

なお、国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例によります。

＜要件＞ * 比較雇用者給与等支給額とは前事業年度の雇用者給与等支給額である

イ 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額

ロ
$$\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

2. 分割基準の見直し（電気供給業法人）

平成29年3月31日以後に終了する事業年度から以下のとおりになります。

区分	分割基準	
発電事業	課税標準の4分の3	発電所の用に供する固定資産の価額
	課税標準の4分の1	事務所等の固定資産の価額
送配電事業	課税標準の4分の3	発電所に接続する電線路の送電容量
	課税標準の4分の1	事務所等の固定資産の価額
小売電気事業	課税標準の2分の1	事務所等の数
	課税標準の2分の1	従業者の数

＜参考＞平成28年度 税制改正内容

1. 法人事業税税率（外形標準課税適用法人）

（1）法人事業税の平成29年4月1日以後に開始する事業年度の税率

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）に係る法人事業税各税率。

法人の種類	所得等の区分		税率
外形標準課税法人 地方税法第72条の2 第1項第1号イに規定 する法人*	所得割	年400万円以下の所得金額	0.3
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	0.5
		年800万円を超える所得金額	0.7
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	0.7
	付加価値割		1.2
	資本割		0.5

* 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団、一般財団法人を除く。）

(2) 法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下（付加価値額が40億円未満）の法人について、平成27年4月1日から4年間に限り、負担増となった税額の一部を軽減する経過措置が講じられます。（平成28年度税制改正により、2年間から4年間に延長）

①要件

事業年度	事業税額
H28.4.1～H31.3.31の間に開始する事業年度	H28.3.31現在の税率を適用した事業税額A < 基準法人事業税額B

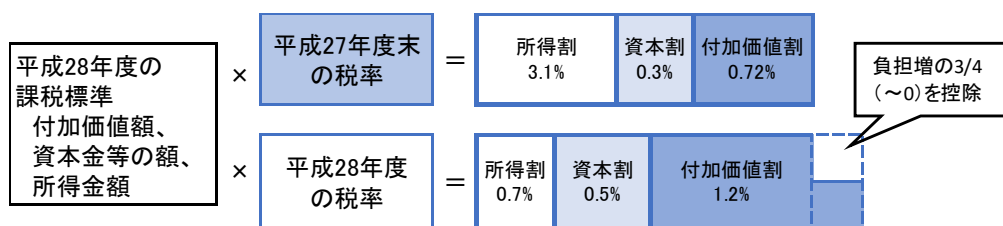
基準法人事業税額・・・当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

②負担軽減措置（事業年度月数が12月の場合）

事業年度	30億円以下	30億円超40億円未満
H28.4.1～ H29.3.31	基準法人事業税額超過額の4分の3に相当する金額 $(B - A) \times 3 / 4$	基準法人事業税額超過額に40億円から付加価値額を控除した額に3を乗じて得た額を40億円で除して得た額に相当する金額 $(B - A) \times (3 \times (40 \text{億円} - \text{付加価値額})) \div 40 \text{億円}$
H29.4.1～ H30.3.31	基準法人事業税額超過額の2分の1に相当する金額 $(B - A) \times 1 / 2$	基準法人事業税額超過額に40億円から付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額 $(B - A) \times (1 \times (40 \text{億円} - \text{付加価値額})) \div 20 \text{億円}$

※控除額については100円未満切り上げ

（例）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の場合



2. 地方法人特別税（外形標準課税適用法人）

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）に係る地方法人特別税の税率が以下のとおりとなります。

課税標準	税率%
	平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度
法人事業税所得割額	414.2

本件に対する問合せ⇒各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043(231)2300	旭県税事務所	0479(62)0772
千葉西県税事務所	043(279)7111	東金県税事務所	0475(54)0223
船橋県税事務所	047(433)1278	茂原県税事務所	0475(22)1721
松戸県税事務所	047(361)2279	館山県税事務所	0470(22)7117
柏県税事務所	04(7147)8743	木更津県税事務所	0438(25)1110
佐倉県税事務所	043(483)1114	市原県税事務所	0436(22)2171
香取県税事務所	0478(54)1314		

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>

2017. 4